



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

- *49 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課)
- *50 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
- *51 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (")

○ 人事委員会規則

- *29 職員の退職手当の調整額に関する規則
- *30 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

○ 訓令

- *26 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課)
- *27 和歌山県防災行政無線運用規程の一部を改正する訓令 (")
- *28 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (出納室)

規 則

和歌山県規則第49号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則(昭和38年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、医科大学事務局長」を削る。

第4条中 「救助保健部 消防部」を「救助保健部」に、「県土

整備部 整備部」を「県土整備部」に改める。

第7条第2項中 「県土整備部 県土整備総務課 医科大学事務局長 総務課」を「県土整備部 県土整備河川課

総務課」に改める。

別表第1総合調整室の部室(部)長副室(部)長室(部)

長付の欄中「副知事」を「危機管理監」に、「危機管理監 出納長」

「出納長 局長」を「総務管理 局長」に改め、

同部連絡調整班の項を次のように改める。

連絡調整班	(班長) 総合防災課長 (副班長) 危機管理室長 消防保安課長	総合防災課員 危機管理室員 消防保安課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議の運営に関する事 2 被害状況の把握及び記録等に関する事 3 被害状況及び対応状況等の政府への報告に関する事 4 自衛隊の派遣要請及び配備に関する事 5 県防災会議に関する事 6 国の現地对策本部との連絡調整に関する事 7 本部の各部及び総合調整室内各班並びにその他関係機関との連絡調整に関する事 8 支部への本部会議決定事項の伝達に関する事 9 気象予警報等の受信及び伝達に関する事 10 県防災行政無線の管理及び運用に関する事 11 関係機関等のヘリコプターの調整に関する事 12 総合輸送ルート(陸・海・空路)の設定に関する事
-------	---	----------------------------	---

		13 防災ボランティア(専門)に関すること。 14 緊急消防援助隊及び調整本部に関すること。 15 その他必要なこと。
--	--	---

別表第1総合調整室の部連絡調整班の項の次に次のように加える。

消防班	(班長) 消防保安課長 (副班長) 消防保安課副課長	消防保安課員	1 消防活動に必要な情報等の収集及び伝達に関すること。 2 防災ヘリコプターの運航管理に関すること。 3 火薬類、ガス施設等の災害応急対策に関すること。 4 石油コンビナート等事務所の災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
-----	-------------------------------------	--------	---

別表第1総合調整室の部人事職員班の項事務分担者の欄中

「**考査・研修室長**」を「**職員更生室長**」に、「**人事課員**」を「**考査・研修室員**」に

「**環境生活総務課員**」を「**自然環境室長**」に、「**環境生活総務課員**」を「**環境生活総務自然環境室員**」に

「**人事課員**」に改め、同部応援班の項事務分担者の欄中

「**医科大学改革室員**」を「**行政経営改革室員**」に改め、同表環境生活部

に改め、同部県民生活班の項事務分掌の欄中「**監視及び供給の確保**」を削り、同表救助保健部の部室(部)長副室(部)長室(部)長付の欄中「**参事**」を削り、同部輸送班の項班名の欄中「**輸送班**」を「**物資輸送班**」に改め、同部調査班の項、医療総務班の項及び防疫班の項を次のように改める。

の部環境生活総務班の項事務分担者の欄中「**環境生活総務課副課長**」

調査班	(班長) 長寿社会推進課長 (副班長) 健康づくり推進課長 介護予防推進室長	長寿社会推進課員 健康づくり推進課員 介護予防推進室員	1 災害救助法発動地域の調査に関すること。 2 その他必要なこと。
医療総務班	(班長) 医務課長 (副班長) 障害福祉課長	医務課員 障害福祉課員	1 災害防疫の総括に関すること。 2 防疫活動に必要な情報等の収集に関すること。 3 医療救護及び助産に関すること。 4 医療機関との連絡に関すること。 5 保健師活動に関すること。 6 こころのケア・サポートに関すること。 7 その他必要なこと。
防疫班	(班長) 健康対策課長 (副班長) 健康対策課副課長	健康対策課員	1 感染症予防に関すること。 2 防疫用薬品の確保に関すること。 3 その他必要なこと。

別表第1救助保健部の部応援班の項事務分担者の欄中「**子育て推進課**」を「**子ども未来課**」に、「**子育て推進課**」を「**子ども未来課**」に

「**子ども未来課副課長**」に、「**子育て推進課員**」を「**子ども未来課員**」に改め、同表消防部の部を削り、同表商工労働部の部室(部

「ブランド推進局長 観光局長」を「企業観望推進」

業立地長
光・ブランド推進局長」

「工商振興課長 マーケティング推進課長」を「工商振興課長」に、「観光交流課長」を「観光交流課長 マーケティング推進」に、「工商振興課員 マーケティング企画課員」を「工商振興課員」に、

課長」 「マーケティング推進課員」

「観光交流課員」を「観光交流課員 ブランド推進課員」に改め、同部公営企業班の項事務分担者の欄中「副課長」を「副班長」に改め、同部応援班の項事務分担者の欄中「企業立地室長」を「企業立地室員」に改め、同部立地課長(班長)に、「企業立地室員」を「企業立地課員」に改め、同表農林水産部の部を次のように改める。

農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 緑の雇用推進局長 水産局長	農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 新ふるさと推進課長	農林水産総務課員 新ふるさと推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 2 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関する事。 3 総合調整室及び各部並びに部内各班との連絡調整に関する事。 4 その他必要な事。
		農村農地整備班	(班長) 農村計画課長 (副班長) 農地整備課長	農村計画課員 農地整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害応急対策に関する事。 2 小匠防災ため池の災害応急対策に関する事。 3 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関する事。 4 その他必要な事。
		果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) エコ農業推進室長	果樹園芸課員 エコ農業推進室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食糧、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害応急対策用種子の確保に関する事。 3 被災農家等の経営指導に関する事。 4 その他必要な事。
		畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜及び家さんの被害調査並びに災害応急対策に関する事。 2 家畜及び家さんの防疫に関する事。 3 その他必要な事。
		経営支援班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副課長	経営支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。 3 災害に伴う農業共済に関する事。 4 その他必要な事。

	林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長 定住促進課長	林業振興課員 森林整備課員 定住促進課員	1 治山施設、防潮林及び林道 その他林産物搬出施設の被害 調査並びに災害応急対策に関 すること。 2 林産物等の被害調査及び災 害応急対策に関すること。 3 被害林業者等に対する融資 に関すること。 4 その他必要なこと。
	水産振興 班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 養殖魚貝類及び水産業施設 の被害調査並びに災害応急対 策に関すること。 2 船舶の確保に関すること。 3 被災漁業者等に対する融資 に関すること。 4 その他必要なこと。

別表第1県土整備部の部道路班の項事務分掌の欄中「公団
等」を「西日本高速道路株式会社等」に改め、同部住宅環

「小中学校課長
長」を 市町村支援室 に、「小中学校課員」を
市町村支 員

境班の項中

「

1 建物・宅地等の被害調査及 び災害応急対策に関するこ と。 2 応急仮設住宅の建築に関す ること。 3 被災者の住宅支援に関する こと。 4 都市施設（道路班に属する ものを除く。）の被害調査及 び被害応急対策に関するこ と。 5 その他必要なこと。	を	1 建物・ び災害応 と。 2 被災建 定に関す 3 被災宅 すること 4 応急仮 ること。 5 被災者 こと。 6 都市施 ものを除 び被害応 と。 7 その他
---	---	--

」

課員
援室 に改め、同部保健体育班の項事務分掌の欄中「災
害応急対策」を「災害応急対策及び避難所等の提供」に改
める。

別表第2の表那賀支部の項中「那賀郡」を「紀の川市、
岩出市」に改める。

別表第3の表中「海草振興局県民行政部長」を「海草振
興局総務室長」に、「那賀振興局県民行政部長」を「那賀
振興局総務室長」に、「伊都振興局県民行政部長」を「伊
都振興局総務室長」に、「有田振興局県民行政部長」を
「有田振興局総務室長」に、「日高振興局県民行政部長」
を「日高振興局総務室長」に、「西牟婁振興局県民行政部
長」を「西牟婁振興局総務室長」に、「東牟婁振興局県民
行政部長」を「東牟婁振興局総務室長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

宅地等の被害調査及
急対策に関するこ
建築物の応急危険度判
ること。
地の危険度判定に関
。設住宅の建築に関す
の住宅支援に関する
設（道路班に属する
く。）の被害調査及
急対策に関するこ
必要なこと。

に改め、同表医科大学の部を削り、

和歌山県規則第50号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定
める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一
部を次のように改正する。

第3条、第4条第1項、第5条第2項、第7条第1項及び第9条
第1項中「、医科大学学長」を削る。

第10条第1項中「、医科大学学長」を削り、同条第2項中
「、医科大学学長」及び「、医科大学」を削り、同条第3
項中「（医科大学を除く。）」を削り、同条第4項中「振
興局県民行政部」を「出納室分室」に改める。

同表教育部の部総務班の項事務分担者の欄中「福利課長」を

「福利課長
施設整備室長」に、「福利課員」を 「福利課員
施設整備室員」に

改め、同部学校教育班の項事務分担者の欄中「小中学校課

第14条第1項中「、医科大学学長」を削る。

第28条第1項第3号中「医科大学及び」を削る。

第45条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第59条第2項第3号を次のように改める。

(3) 住民監査請求に係る保管記録の閲覧、住民票の交付申請に要する経費 毎3月分以内の予定額

第59条第2項第15号中「緊急の」を削り、同項第16号を次のように改める。

(16) 動物愛護センター及び鳥獣保護センターにおける即時に現金支払をしなければならない負傷動物のための飼料費 毎3月分以内の予定額

第114条第2号中「公営住宅敷金」の次に「、公売保証金」を加える。

第143条中「和歌山県文書規程（昭和61年和歌山県訓令第2号）」を「和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）」に改める。

別表第1の1の項中「消防学校 医科大学 医科大学附属病院紀北分院 環境衛生研究センター」を「県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター」に、「有功ヶ丘学園 高等看護学院」を「高等看護学院」に、「近畿自動車道紀南高速事務所 和歌山下津港湾事務所」を「和歌山下津港湾事務所」に改める。

別表第2（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第2 (第50条関係)

執行区分		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の合議を要する経費							支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	
節	区分		総務管理局長	人事課長	管財課長	本庁 総務事務集中課長	出納長	副出納長	出納室長			かい 出納室分室
1	報酬	支出の決定するとき。									当該期間分	
2	給料	支出の決定するとき。									当該期間分	
3	職員手当等	支出の決定するとき。							退職手当		当該期間分 (退職手当については支出しようとする額)	
4	共済費	払込通知又は納入の通知によるもの									払込指 定金額 又は納 入通知 全額	算出基 礎をか した書 類
		その他の共済費									支出し ようす る額	
5	災害補償費	補償の決定するとき。		全額							補償を する 額	戸籍謄 本又は 戸籍抄 本、本 人の請 求書の 写し並 びに病 院等の 請求書 、領収 書又は 証明書 及び算 出基礎 をかした 書類
6	恩給及び退職年金	支出の決定するとき。									支出し ようす る額	
7	賃金	支出の									支出し	

		するとき。								額	らかに した書 類
10 交際 費		交付の 決定を するとは すき又 は契約 締結す るとき。								を する は金 額	を か た し た 書 類 又 は 契 約 書 案
11 用 費	光熱 水費	支出の 決定を するとき。								支 出 し と 額	
	食糧 費	契約を 締結す るとき。								契 約 金 額	見 積 書 算 基 礎 を 明 ら し め た 書 類 等
	単価 契約 に係 るも の	支出の 決定を するとき。								支 出 し と 額	
	その 他用 費	契約を 締結す るとき。								契 約 金 額	見 積 書 算 基 礎 を 明 ら し め た 書 類 及 び 契 約 書 案
12 役 務 費	電信 電話 料	支出の 決定を するとき。								支 出 し と 額	
	長期 継続 契約 によ るも の(電 信電 料を 除く。)	会計 年度 の初 日								当 該 会 計 年 度 の 予 定 額	契 約 書 の 写 し
	料金 後納 郵便 料	支出の 決定を するとき。								支 出 し と 額	
	運賃 先払 による 運搬	支出の 決定を するとき。								支 出 し と 額	

	料及び到着物の保管料											
	公共事業に係る不動産鑑定報酬額	支出の決定を要するときは、									支出しと額	
	単価契約によるもの	支出の決定を要するときは、									支出しと額	
	その他の役費	交付の決定、申込み契約締結又は約結を要するときは、			建物及び動産の火災に保険に係るもの			1,000万円以上(第90条第1項第4号の規定に該当し、特に契約書(請書を含む)を作成するが認められる経費を除く。)	全額(第90条第1項第1号又は第4号の規定に該当し、特に契約書(請書を含む)を作成するが認められる経費を除く。)	全額(第90条第1項第1号又は第4号の規定に該当し、特に契約書(請書を含む)を作成するが認められる経費を除く。)	交付を要する額、納付する額又は金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
13	委託料	工事に係る調査設計監理委託	契約を締結するとき。					1億円以上	全額	全額	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
	留置人療費	支出の決定を要するときは、									支出しと額	
	長期継続契約によるもの	会計年度の初日									当該年度の予定額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定を要するときは、									支出しと額	
	その他の委託料	契約を締結するとき。					5,000万円以上	500万円以上	全額	全額	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案

												た書類 及び契 約書案 の写し	
14 使用 料及 賃 借料	長期 継続 契約 によるもの。	会計年 度の初 日										当該会 計年度 の予定 額	契約書
	単価 契約 によるもの	支出の をとり 決する とき。										支出し よう する 額	
	テレ ビ聴 視料、 タク シー 乗車 券及 有路 使用 料	支出の をとり 決する とき。										支出し よう する 額	
	その 他の 使用 料及 賃 借料	契約を 締結す るとき。					1,000 万円以 上(会 場借上 げに係 るもの (附随 する経 費を含 む。) を除く。)	全額 (会場 借上げ に係る もの (附随 する経 費を含 む。) を除く。)	全額 (会場 借上げ に係る もの (附随 する経 費を含 む。) を除く。)	契約金 額	見積書 又は算 基礎ら しにか した書 類及 契約書 案		
15 工事 請負 費	単価 契約 によるもの	支出の をとり 決する とき。										支出し よう する 額	
	その 他の 工事 請負 費	契約を 締結す るとき。				5億円 以上	1億円 以上	全額	全額	契約金 額	起工 伺、指 名伺、 設計 書、見 果積 表、契 約書 その他 必要な 書類		
16 原材 料費	単価 契約 によるもの	支出の をとり 決する とき。										支出し よう する 額	
	その 他の 原材 料費	契約を 締結す るとき。								全額 (調達 を除く。)	契約金 額	見積書 又は算 基礎ら しにか した書 類及 契約書 案	
17 公有 財産		契約を 締結す るとき。	5,000 万円以 上		全額	5,000 万円以 上	1,000 万円以 上	全額	全額	契約金 額	見積書、契 約書案		

購入費		き。									その内容を明らした書類	
18 備品購入費	重要物品の購入に係るもの	契約を締結するとき。	500万円以上(調達を除く。)			全額(調達を除く。)	1,000万円以上(調達を除く。)	500万円以上(調達を除く。)	全額(調達を除く。)		契約金額	見積書及び契約書案
	その他の備品購入費	契約を締結するとき。				全額(調達を除く。)					契約金額	
19 負担金、補助及び交付金	負担金のうち交付をしないもの	申込みをするとき、契約を締結するとき又は請求のあったとき。					5,000万円以上(法律、政令、省令、政省令、又は規則に基づき支出する負担金を除く。)	1,000万円以上(法律、政令、省令、政省令、又は規則に基づき支出する負担金を除く。)	全額(法律、政令、省令、又は規則に基づき支出する負担金を除く。)	全額(法律、政令、省令、又は規則に基づき支出する負担金を除く。)	申込金は契約金額	申込書の写し又は契約書の写し
	その他の負担金	交付の決定するとき。					5,000万円以上	1,000万円以上	全額	全額	交付を要する額	申請書、交付決定書及び交付に係る書類
	補助金及び交付金のうち交付をしないもの	請求のあったとき。					5,000万円以上(法律、政令、省令、政省令、又は規則に基づき支出する交付金を除く。)	1,000万円以上(法律、政令、省令、政省令、又は規則に基づき支出する交付金を除く。)	全額(法律、政令、省令、又は規則に基づき支出する交付金を除く。)	全額(法律、政令、省令、又は規則に基づき支出する交付金を除く。)	請求のあった額	請求書の写し
	その他の補助金及び交付金	交付の決定するとき。					5,000万円以上	1,000万円以上	全額	全額	交付を要する額	申請書、交付決定書及び交付に係る書類
20 扶助費	現品購入にかかるもの	契約を締結するとき。				物品の購入にも係る(調達を除く。)					契約金額	見積書又は算基礎を明らした書類及び契約書案
	その	交付の				物品の					交付を	交付を

	他の扶助費	決定するとき。				購入にも係る(調達の達を除く。)				要する額	明らかにした書類
21	貸付金	貸付けの決定するとき。					5,000万円以上	1,000万円以上	全額	全額	貸付けを要する額 申請書、貸付書、決定書、契約書、書算出基礎を明らした書類
22	賠償、補償及び賠償金	賠償の決定するとき。	1,000万円以上	全額			1,000万円以上	全額	全額	全額	賠償を要する額 契約書、その内容を明らした書類
	その他	補償又は補填の決定するとき。						500万円以上	全額	全額	補償又は補填を要する額
23	償還金、利子及び割引料	償還等の決定するとき。									償還等を要する額 請求書、その内容を明らした書類
24	投資及び出資金	払込み又は出資の決定するとき。	2,000万円以上		全額		2,000万円以上	500万円以上	全額		払込み又は出資を要する額 申請書、申込書、契約書、その内容を明らした書類
25	積立金	基金に発生する運用益の決定するとき。									積立てを要する額 算出基礎を明らした書類
	その他の積立金	積立ての決定するとき。						500万円以上	全額		積立てを要する額 算出基礎を明らした書類
26	寄附金	寄附の決定するとき。					1,000万円以上	全額	全額		寄附を要する額 申請書又は申込書、その内容を明らした書類
27	課費	納入の通知を受けるとき又は納入の決定をしたとき。									納入通知金額又は納入を要する額 納入通知書及び算出基礎を明らした書類

28 繰出 金		とき。 繰出し の決定 をす とき。						1,000 万円以 上(土 地開発 基金)	全額 (土地 開発基 金)			繰出し を要す る額	書類 算出基 礎を明 らかに した書 類
---------------	--	--------------------------------	--	--	--	--	--	-----------------------------------	------------------------	--	--	------------------	-------------------------------------

別表第3資金前渡の部その他の経費の項中「第59条第1項、第3号、第5号、第7号及び第9号並びに同条第2項」を「第59条第1項第3号、第5号、第7号及び第9号並びに同条第2項並びに令第161条第1項第10号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医科大学及び医科大学附属病院紀北病院における会計に係る事務については、この規則による改正前の和歌山県財務規則の規定は、平成18年5月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

和歌山県規則第51号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1振興局県民行政部の項中「振興局県民行政部」を「振興局総務室」に、「副部長」を「副室長」に改め、同表海草振興局税務部の項を削り、同表振興局健康福祉部（東牟婁振興局健康福祉部串本支所を除く。）の項及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所の項中「総務課長」を「総務健康安全課長」に改め、同表振興局農林水産振興部の項中「振興局農林水産振興部」を「振興局産業振興部」に、「農林水産課長」を「産業総務課長」に改め、同表振興局建設部（東牟婁振興局串本建設部を除く。）の項中「東牟婁振興局串本建設部」を「海草振興局建設部」に、「総務課長」を「総務管理課長」に改め、同表東牟婁振興局串本建設部の項中「東牟婁振興局串本建設部」を「海草振興局建設部」に、「総務管理課長」を「総務課長」に改め、同表東京事務所の項の次に次のように加える。

県税事務所（紀南県税事務所新宮出張所を除く。）	次長
紀南県税事務所新宮出張所	所長

別表第1中医科大学の項、医科大学附属病院紀北分院の項及び有功ヶ丘学園の項を削り、同表農林水産総合技術センター水産試験場（増養殖研究所を除く。）の項中「（増養殖研究所を除く。）」を削り、同表農林水産総合技術センター水産試験場増養殖研究所の項及び近畿自動車道紀南高速事務所の項を削る。

別表第2の2の項右欄中（5）を（6）とし、同欄に（5）として次のように加える。

（5）公売保証金及び公売代金（現金に代えて納付される証券を含む。）を直接収納し、及び一時保管すること。

別表第2の6の項から8の項までを次のように改める。

6 県税事務所及び紀南県税事務所新宮出張所の出納員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県税収入を除く当該の所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 当該の所掌事務に伴う県税収入の収入（戻に係る支払を除く。）に関すること。 (3) 税務課及び他の所の所掌事務に伴う県税収入を直接収納し、及び一時保管すること。 (4) 当該の所掌事務に伴う保管有価証券（県税納付受託証券を含む。）を出納し、及び保管すること。 (5) 当該において取り扱う物品を出納し、及び保管すること。
7 伊都振興局総務室及び日高振興局総務室の出納員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県税収入を除く当該の所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 税務課及び他の所の所掌事務に伴う県税収入を直接収納し、及び一時保管すること。 (3) 当該の所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。 (4) 当該において取り扱う物品を出納し、及び保管すること。
8 東京事務所の出納員	<ol style="list-style-type: none"> (1) 当該の所掌事務に伴う収入（戻出を含む。）に関すること。 (2) 当該の所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出（戻入を含む。）に関すること。 (3) 当該の所掌事務に伴う歳入歳出外現金の受入れ及び払渡しに関すること。 (4) 当該の所掌事務に伴う歳出の支出若しくは

歳入の戻出の命令又は歳入歳出外現金の払渡しの命令を受け小切手を振り出し、又は公金振替書を指定金融機関に交付すること。
 (5) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。
 (6) 当該かいにおいて取り扱う物品を出納し、及び保管すること。

別表第3中「振興局県民行政部（海草振興局県民行政部を除く。）及び海草振興局税務部」を「県税事務所及び紀南県税事務所新宮出張所」に改める。

別表第4の1の項中「消防学校」を「和歌山県税事務所消防学校」に、「有功ヶ丘学園 公営競技事務所」を「公営競技事務所」に改め、同表の2の項中「仙溪学園」を「紀北県税事務所 仙溪学園」に改め、同表の3の項中「医科大学附属病院紀北分院 農業大学校 給与課伊都分室」を「農業大学校 給与課伊都分室 古佐田丘中学校」に改め、同表の4の項中「農林水産総合技術センター」を「紀中県税事務所 農林水産総合技術センター」に改め、同表の6の項中「紀南児童相談所」を「紀南県税事務所（紀南県税事務所新宮出張所を除く。） 紀南児童相談所」に、「近畿自動車道紀南高速事務所 南紀白浜空港管理事務所」を「南紀白浜空港管理事務所」に、「南部高等学校」を「田辺中学校南部高等学校」に、「田辺商業高等学校」を「神島高等学校」に改め、同表の7の項中「なぎ看護学校」を「紀南県税事務所新宮出張所 なぎ看護学校」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医科大学及び医科大学附属病院紀北分院における会計に関する事務については、この規則による改正前の和歌山県会計職員に関する規則の規定は、平成18年5月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第29号

職員の退職手当の調整額に関する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の退職手当の調整額に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号。以下「条例」という。）第7条の4に規定する退職手当の調整額に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第2条 条例第7条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた条例第7条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第3条 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第7条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事

する職員として在職していたものとみなす。

(職員の区分)

第4条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の1又は2の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第5条 前条(第3条の規定により同条に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(退職手当の調整額の算定対象から除外する高齢者部分休業月)

第6条 退職した者の基礎在職期間中に職員の高齢者部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第63号)第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間(以下「高齢者部分休業期間」という。)がある場合は、その者が属していた職員の区分が同一である高齢者部分休業期間ごとにそれぞれその勤務しなかった高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間を月数に換算し、当該高齢者部分休業期間の最初の月から順次に数えて当該換算した月数になるまでにある月数を除算し、調整月額を計算する。

2 前項の規定により月数を換算する場合は、8時間をもって1日とし、30日をもって1月とする。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とする。

(その者の非違により退職した者)

第7条 条例第11条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

1 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号区分	<p>(1) 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例 (昭和 28 年和歌山県条例第 51 号。他の条例において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例」という。) の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 11 級であったもの</p> <p>(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 5 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において適用されていた教育職員の給与に関する条例 (昭和 28 年和歌山県条例第 52 号。以下「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例」という。) の大学等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成 13 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成 13 年和歌山県条例第 38 号。以下「平成 13 年 10 月以後平成 18 年 3 月以前の任期付研究員条例」という。) 第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 5 号給又は 6 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成 14 年 9 月 30 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 14 年条例第 59 号。以下「平成 14 年 9 月以後平成 18 年 3 月以前の任期付職員条例」という。) 第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 6 号給又は 7 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 2 号区分	<p>(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 10 級であったもの</p> <p>(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の大学等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 1 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表 (市町村立学校職員の給与に関する条例</p>

	<p>(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)の高等学校等教育職員給料表を含む。以下同じ。)又は中学校教育職員給料表(市町村立学校職員給与条例の小学校・中学校等教育職員給料表を含む。以下同じ。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例」という。)の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(5) 平成14年9月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が5級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(2)(市町村立学校職員給与条例の学校栄養職員給料表を含む。以下同じ。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の大学等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であ</p>

	<p>ったもの</p> <p>(9) 平成13年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成14年9月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級又は6級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第7号に定めるものを除く。)</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(8) 平成13年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成14年9月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が3級であったもの</p>

	<p>うち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(6) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の大学等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(7) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(8) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>(9) 平成 13 年 10 月以後平成 18 年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成 14 年 9 月以後平成 18 年 3 月以前の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>第 6 号区分</p>	<p>(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 2 号で定めるものを除く。)</p> <p>(3) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (第 5 号区分の項第 3 号で定めるものを除く。)</p> <p>(4) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号で定めるものを除く。)</p> <p>(5) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であつ</p>

	<p>たもの</p> <p>(6) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の大学等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの</p> <p>(7) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 7 号で定めるものを除く。) 又は 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(8) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(9) 平成 13 年 10 月以後平成 18 年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 7 号区分	<p>(1) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 4 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 5 級であったもの</p> <p>(2) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級のうち人事委員会の定めるもの又は 4 級であったもの</p> <p>(5) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(6) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の大学等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (第 6 号区分の項第 7 号で定めるものを除く。) のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(8) 平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であ</p>

	ったもののうち人事委員会の定めるもの若しくは 4 級又は 5 級であつたもの (9) 平成 13 年 10 月以後平成 18 年 3 月以前の任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受けていた者 (10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員の給与に関する条例（他の条例において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が5級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給又は6号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給又は7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されている教育職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後の教育職員給与条例」という。）の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている警察職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後の警察職員給与条例」という。）の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が5級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受</p>

	<p>けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。) のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 4 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 4 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級又は 7 級であったもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 2 号区分の項第 2 号及び第 3 号区分の項第 4 号に定めるものを除く。)</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>(8) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 3 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 5 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受</p>

	<p>けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(8) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年 4 月以後の任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 6 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 2 号で定めるものを除く。)</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (第 5 号区分の項第 3 号で定めるものを除く。)</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (第 5 号区分の項第 4 号で定めるものを除く。)</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (第 5 号区分の項第 6 号で定めるものを除く。) 又は 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(8) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表 1 号給の給料月額を受けていたもの</p>

	(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
第 7 号区分	<p>(1) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(2) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその職務の級が 2 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの</p> <p>(5) 平成18年 4 月以後の職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(6) 平成18年 4 月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (第 6 号区分の項第 6 号で定めるものを除く。) のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>(7) 平成18年 4 月以後の警察職員給与条例の警察官給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は 4 級であったもの</p> <p>(8) 平成18年 4 月以後の任期付研究員条例第 5 条第 2 項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

和歌山県人事委員会規則第30号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年4月18日和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第4項」を「第7条の5第2項」に改め、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（基礎在職期間）

第2条 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第10条の2第6項本文に規定する場合における地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (2) 条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第28項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる条例附則第5項第1号に規定する旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第29項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての引き続いた在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第33項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、同項に規定する旧事業団の職員としての在職期間及び同項に規定する旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第34項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第18条に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役職員としての在職期間第7条第4項第1号中「第5条第4項」を「第7条の5第2項」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 条例附則第36項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第2条の2に規定する額とする。

別記第2号様式中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別記第26号様式中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第11号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）（以下「新条例」という。）第8条第5項及び第6項並びに第10条の2第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、人事委員会の定めるところにより、新条例第5条の2第2項第2号から第19号までに規定する期間において新条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
- 3 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項に規定する人事委員会規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

訓 令

和歌山県訓令第26号

庁中一般

各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3項第2号の表警戒体制の部1号の項中「総合防災・危機管理」を「危機管理・総合防災」に改め、同表配備体制の部2号の項中「子育て推進」を「子ども未来」に、「国民健康保険」を「健康づくり推進」に、「経営支援」を「新ふるさと推進」に、「就農促進・新ふるさと推進」を「経営支援」に、「総合防災・危機管理」を「危機管理・総合防災」に改める。

第4項第4号中「、総合防災課、危機管理室」を「、危機管理室、総合防災課」に改め、同項第5号中「消防保安課 危機管理室 総合防災課」を「危機管理室 総合防災課」に改める。
消防保安課

第5項第3号中「週番部長」を「危機管理監」に改める。

附 則
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第27号

庁内一般
各地方機関

和歌山県防災行政無線運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県防災行政無線運用規程の一部を改正する訓令

和歌山県防災行政無線運用規程（平成2年和歌山県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第7号中「高野口保健所」を「橋本保健所」に、「新宮保健所古座支所」を「新宮保健所串本支所」に改める。

附 則
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第28号

庁中一般
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条第5項を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 医科大学における会計事務の決裁については、この訓令による改正前の和歌山県会計事務決裁規程の規定は、平成18年5月31日までの間に限り、なおその効力を有する。